

宮城県医師会医師無料職業紹介事業の業務運営に関する規定

宮城県医師会医師無料職業紹介所
——宮城県医師会ドクターバンク——

社団法人宮城県医師会が行う無料職業紹介事業の業務運営は、以下に定める規定により行うこととする。

名称及び事務所

第1条 本所は、宮城県医師会医師無料職業紹介所（略称：宮城県医師会ドクターバンク）と称し、事務所を仙台市青葉区大手町1番5号 宮城県医師会館内に置く。

求 人

第2条 本所は、日本国家資格を持つ医師の求人に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理するものとする。

ただし、その申し込みの内容が法令違反に該当、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しないものとする。

第3条 求人の申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所し、所定の求人票に必要事項を記入のうえ、申し込むものとする。直接来所できない場合には、郵便、ファクシミリ、電子メールにより申し込むことができる。

第4条 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ明示しなければならない。

求 職

第5条 本所は、国家資格を持つ医師の求職に関する限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理するものとする。

ただし、その申し込みの内容が法令違反する場合には受理しないものとする。

第6条 求職の申し込みは、本人が直接来所し、所定の求職票に必要事項を記入のうえ、申し込むものとする。その際、医師免許証（又は写し）の提示を求めるものとする。

第7条 臨時的な労働に従事することを希望する者は、別に定める登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申し込みの手続を省略することができる。

紹 介

第8条 求人者には、その希望に沿うよう求職者を極力斡旋するものとする。

第9条 求職者には、その希望の条件に合うと思われる医療機関等を極力紹介するものとします。

第10条 紹介に際しては、求職者に、照会において従事すべき労働の内容、賃金、労働

時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示するものとします。

ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができない場合には、それ以外の方法により明示する場合がある。

第 11 条 求職者を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行するものとする。求職者は、その紹介状を持参のうえ求人者へ赴くものとする。

第 12 条 本所は、いったん求人、求職の申し込みを受けた場合には、責任を持って紹介業務を行うものとする。

第 13 条 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は診療閉鎖の行われている求人者に対しては、紹介を一時中止するものとします。

そ の 他

第 14 条 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応するものとします。

第 15 条 雇用関係が成立した場合には、求人者、求職者双方から本所に対し、その旨の通知をするものとします。また、雇用関係が終了した場合及び紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかった場合にも同様の通知をするものとします。

第 16 条 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱うものとする。

第 17 条 本所は、求職者又は求人者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いはしないものとする。

第 18 条 本所の取扱業務の範囲は、国家資格を持つ医師とする。

第 19 条 本所の業務運営に関する規定は、以上のとおりであるが、本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されます。

附 則

本規程は無料職業紹介事業許可日（平成 18 年 10 月 1 日）より施行する。

作成日 平成 18 年 6 月 1 日